

美祢市斎場「ゆうすげ苑」指定管理者業務仕様書

1 基本的事項

指定管理者は、業務の遂行にあたり公の施設としての性格を十分認識し利用者が快適に施設を利用できるように、善管注意義務をもって管理運営を行うものとする。また、利用者へ対し、公平に親切丁寧な対応をしなければならない。その他、常に美観の維持と適切な清掃に努めなければならない。

2 対象施設

名 称	美祢市斎場「ゆうすげ苑」
所在地	美祢市大嶺町東分 3055 番地 1
建物構造	鉄筋コンクリート 2 階建て(一部鉄骨造)
延べ面積	990.28 平方メートル
施設内容	1 階 事務室、待合ホール、待合室(和室・洋室)、 玄関ホール、告別室、収骨室、炉前ホール、霊安室、 水盤、便所等 2 階 機械室 火葬炉 人体炉 3 基、特殊炉 1 基
使用燃料	灯油
駐車場	60 台

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 業務時間

午前 9 時から午後 5 時まで

5 休業日

1 月 1 日、毎月第 2 及び第 4 の友引に当たる日

6 業務内容

ア 斎場の使用許可及び利用料金に関すること

- (1) 美祢市市民課、各総合支所・出張所で発行された火葬許可書の確認を行い斎場使用許可申請書の受付を行う。
- (2) 条例に基づき利用料金の収受を行う。この利用料金は指定管理者の収入とする。
- (3) 後日、住所地特例、その他の理由による減免還付が発生した場合の受付を行う。
- (4) 動物火葬についても使用許可申請書の受付及び利用料金の収受を行う。この利用料金は、指定管理者の収入とする。

(5) その他、利用料金収授において必要なことを行う。

イ 火葬業務に関すること

- (1) 美祢市市民課、各総合支所・出張所で受付された火葬予約を前日に確認し、人体火葬を行う。
- (2) 個人、その他より依頼された人体の一部火葬を行う。
- (3) 動物火葬については、持ち込まれた動物死体を動物火葬炉にて個別火葬、又は集合火葬を行う。
- (4) 火葬用設備の点検、整備、清掃の実施、点検記録簿の記帳を行う。
- (5) 利用者の収骨室への案内等を行う。
- (6) その他火葬業務において必要なことを行う。
- (7) 火葬に関する1ヶ月ごとの報告を行う。

ウ 施設維持管理に関する業務

- (1) 施設敷地、施設建物、建物内各部屋、設備の点検、故障等の発見報告
- (2) 施設敷地、施設建物、建物内各部屋及び備付備品の整備、清掃、消耗品（五徳を含む。）の補充等
- (3) 施設敷地、施設建物、建物内各部屋及び備付備品の整備、清掃、消耗品の補充等
- (4) 施設内で発生する塵、吸殻等の除去
- (5) 野外の清掃、落ち葉の処理、草取り等
- (6) その他維持管理において必要なこと。

エ 関連事務

- (1) 1ヶ月ごとの点検記録簿を翌月10日までに提出
- (2) 1ヶ月ごとの業務日誌を翌月10日までに提出
- (3) 1ヶ月ごとに予約票を翌月10日までに提出
- (4) 1ヶ月ごとの事業報告を翌月10日までに提出
- (5) 3ヶ月ごとの事業報告、自己評価書を翌月10日までに提出
- (6) 年度報告及びこれに関連する書類を30日以内に提出
- (7) その他関連する書類の整備
- (8) その他市長が求める書類の提出

7 留意事項

- (1) 環境への配慮、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの削減に努めること。
- (2) 個人情報保護を行うこと。
- (3) 市の求めに応じての立入り、緊急の場合の無断立入りを行わせること。
- (4) 指定管理者賠償責任保険等、利用者に係る保険に加入すること。
- (5) 市の求めに応じて、必要な書類の提出、報告に応じること。

8 施設の改修及び修繕等に係る費用負担区分

別紙1 リスク分担表による

リスク分担表（案）

項目	内 容 等	損失の負担	
		市	指定管理者
物 価 の 変 動	収支計画に多大な影響を与えるもの	両者の協議	
	指定管理料のうち燃料費の年額2,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）については年度末に精算を行う。	○	○
	それ以外のもの（人件費、物品費を含む）		○
金 利 の 変 動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税 制 の 改 正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関 連 法 令 の 改 正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施 設 利 用 度 の 低 下	①施設の利用度が当初の予想を下回ったことによる利用料金収入の減少（管理運営の中断による場合を除く。）		○
	②大規模な外的要因による需要変動	両者の協議	
施 設（設 備）の 損 傷 （ 修繕工事期間中の サービス提供に必要 な施設の仮設経費を 含む。 ）	①指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	②通常の使用において生じた消耗（部）品の交換等であって、概ね5万円未満の修繕		○
	③上記以外の場合	○	
備 品 の 損 傷	①市貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②市貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの（所有は指定管理者に帰属）		○
支 払 の 遅 延	①市から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周 辺 地 域 ・ 住 民 及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
指 定 管 理 者 が 行 っ 自 主 事 業 と の 関 係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生ずる損失		○
個 人 情 報 の 漏 洩	①市の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項 目	内 容 等	損失の負担	
		市	指定管理者
管理運営に係る事故 損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの (自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等)		○
第三者への損害賠償 指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、市が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④市が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
保 険 へ の 加 入	①施設の設置に関するもの(火災共済保険)	○	
	②施設の管理に関するもの(施設賠償責任保険等)		○
	③管理運営業務に関するもの(利用者に係る保険等)		○
業 務 内 容 の 変 更	①市の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管 理 運 営 の 中 断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難になったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	⑤施設(設備)の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
そ の 他	①市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

(注) 本表は、特に損失の負担という観点から、市と指定管理者との間で明らかにしておくべき標準的なリスク分担を示したものであること。